

令和8年8月31日

派遣成果報告書

有田市議会議長 様

議員氏名 武田 豊治

有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	午前の部 議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践 午後の部 議会が回る「しくみ」を知る・議会運営委員会の役割と権限
研修期間	令和8年 8 月 5 日（水）
研修場所	1 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研究所（千葉） 3 地方議員研究会（ ） ④ その他（ （株）廣瀬行政研究所（福岡））
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。
※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

議員派遣研修報告書

研修項目

「議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践」午前

「議会が回る「しくみ」を知る・議会運営委員会の役割と権限」午後

開催日 令和8年8月5日

武田 豊治

今回のテーマは、「議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践」「議会が回る「しくみ」を知る・議会運営委員会の役割と権限」に参加させていただき、議長や委員長には知識と経験、その時々々の現状判断が求められ議会や委員会の議論を出来るだけ止めず公平に進められる議員が就くべきだと考える機会となったと思います。

市議会での議長は、議会を代表する立場です。議員の中から選ばれ、本会議を円滑に進める中心役を担う。主に本会議で発言の順番を整え議事を整理し、議場のルールを守らせ、混乱なく会議がスムーズに進むようにし審議できるようにする。

また、議長・委員長には権限があり、議長は秩序維持権・議事整理権・事務統理権・議会代表権（地方自治法）。委員長は議事整理権・秩序維持権（委員会条例）があり議長は議場を混乱に陥れることなく、議事を円滑に運営するための権限をいい、議員に対するものと傍聴者に対するものがある。

議員に対するものとして、①制止権②発言の取り消し命令権③発言禁止命令権④議場外への退去命令権がある。また議場が騒然として整理することが困難であると認めるときに、会議の閉議権-中止権がある。

先に述べた様に、議長は議会をスムーズに進むように、委員長は委員会で議案の内容を詳しく審査できるように、発言や審査の流れを調整し意見をまとめる。

議会や委員会を公平に又スムーズに、そして委員会では議案に対し深く議論ができるように進行するには、経験と知識が必要であると私は思いました。

議会運営委員会は、議会を円滑に進むように会議の進め方を協議する委員会、定例会や臨時会の日程や会期、本会議の進行、議案の扱いなどの調整をする。

会派間や議員間における議会運営の調整を行うことを目的として、議会運営を円滑にするため、又は議長の諮問機関としての役割等を果たすために設置することができる、地方自治法 109 条に基づく常設の委員会をいう。

具体的な内容として主に次のようなことを扱います。

1. 議会の運営に関する事項

議会全体の運営方針や手続き、会議の進行方法など、議会活動の円滑な運営に関わる事項を調査します。

２．議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議会内部の規則や委員会設置・運営に関する条例の適正性や改善点を検討します。

３．議長の諮問に関する事項

議長からの諮問に基づき、必要な調査や審査を行うことができます。

この規定により、議会運営委員会は議会の効率的かつ適正な運営を確保するための重要な役割を担っています。常任委員会や特別委員会が特定の事務や付議事件の審査を行うのに対し、議会運営委員会は議会運営そのものや規則・条例の整備に関する調査・審査に特化している点が特徴です。

また、議会運営委員会の権限は、議案や請願の審査に限定されるものの、議長の諮問に応じて柔軟に調査を行うことができるため、議会運営の調整や改善において中心的な役割を果たします。

議会運営委員会制度は、地方における政党政治の発展、議会運営の複雑化により、政党や会派間、議員間の調整が地方議会の運営上非常に重要な役割を果たしていることに着目して設けられた制度であり、議会運営委員会により議会がより充実し、効率的な審議が行えることが期待されている。

それゆえ、その運営に当たっては、できるだけ全会一致となるように努力するなど各会派の意見が充分繁栄されるような運営を心掛けるべき。